

【集合形式の見積合せ】見積書押印省略における遵守事項

北上川上流流域下水道事務所では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、また、デジタル化に向けた取り組みの一環として、会計手続に係る提出書類の押印を見直し、集合形式の見積合せにおける見積書の押印を省略できることとしましたのでお知らせします。

よって、今後は

- 1 押印をした見積書による見積り
- 2 押印を省略した見積書による見積り

のどちらかで見積りをすることとなります。

なお、見積書の押印を省略する場合は注意事項がありますので、下記事項を遵守くださるようお願いいたします。

記

1 見積書に押印をする場合

確認書類は従来どおりです。

(1) 持参する書類

- ア 見積り参加者の名刺（参加者が本人（代表者等）の場合）
- イ 委任状（代理人が参加する場合。代理人に年間委任している場合は二度目の提出は不要）
- ウ 見積書

(2) 参加者の確認方法

名刺又は委任状により確認します。

2 見積書の押印を省略する場合

(1) 持参する書類

- ア 見積り参加者の名刺（参加者が本人（代表者等）の場合）
- イ 委任状（代理人が参加する場合。代理人に年間委任している場合は二度目の提出は不要）
- ウ 見積書
- エ 写真付き身分証明書（運転免許証、社員証など。参加者が本人（代表者等）でも代理人でも同様）

(2) 参加者の確認方法

本人（代表者等）が参加する場合は、名刺と写真付き身分証明書により確認します。

代理人が参加する場合は、委任状と写真付き身分証明書により確認します。

これらの確認は見積合せ執行前に行います。

見積合せ執行前に写真付き身分証明書を提示せずに、押印を省略した見積書を提出した場合は「無効」となりますのでご注意ください。

写真付き身分証明書を持参しなかった場合は「失格」となりますのでご注意ください。

写真付き身分証明書は社員証も可としており、公的機関が発行したものに限定していません。

(3) 委任状の押印について

委任者（代表者等）の押印は必ず必要です。省略できません。この印のない委任状を提出した代理人による見積書は「無効」となります。

例として、社長から見積合せに参加する社員Aに見積書の提出を委任する場合、委任状において社長の印は省略できません。社員Aの印は省略できます。（別添書式例1-1参照）

例として、本社長Aから支社長Bに年間委任、支社長Bから見積合せに参加する社員Cに委任する場合、社長Aから支社長Bへの委任状はAもBも印は省略できません。支社長Bから社員Cへの委任状はBの印は省略できませんがCの印は省略できます。（別添書式例2及び1-1参照）

なお、委任状において見積書に代理人が押印することを定めている場合は見積書の押印を省略できませんのでご注意ください。（別添書式例1-2参照）

3 無効見積・失格とならないために

見積書の押印を省略する場合について、別添1及び別添2のとおりフロー図を作成しましたので、参考としてください。